

一八	地籍法施行規則案	
一九	地籍法案綱要	昭和六年十月廿五日

地租委議に就て

法學博士 添田 壽一

(昭和三年、六日報知掲載)

一

明治六年七月、從來諸侯の手によつて種々不公平な徴税が行はれてゐたのをきよう正するために地租改正條例が發布され税率を地價の百分三一その後減少さる——と定められこゝに初めて租税制度が整理一定さることゝなつた、當時における我國の經濟はいはゆる農業本位でなかつた、中小農に重きをおきすべての制度法令等は土地を中心として制定せられてゐた、またその後制定せられた各種議員選舉法の如きも土地に重きをおき近頃改正になつた貴族院の多額議員選舉資格も矢張り土地によつて定められてゐる程である、だから、一度地租委議が實行せられること

1
丁家の土地に於ける際である、計本の、一割賦課率を實行せしめらるるも
きはきき地租の減少、其貴族階級の差額議員の選挙費と夫れと土地の減少
地丁の式、其土地の減少地丁の式各議員の選挙費の減少と土地の減少
中小地丁の減少きはききへんの賦課率を平均し土地を中心として土地の
ことゝかへて、富強にはける其國の強弱に依りてはる其業本並たはる
その地租の減少は——丁家の土地に於ける土地の賦課率を平均し土地の
の減少は五十五の式に賦課率の平均は平均を平均し土地の減少は三
四六六半丁、其業本並たはる其國の強弱に依りてはる其業本並たはる

一

賦課率の減少

(昭和三十一年六月一日地租賦課率)
地租賦課率 田 壽 一

とになると法令の改正を要するもの百六十件議會の協賛を要するもの三
十件もある程地租は各方面に多くの關係を持つてゐる、殊に近くは第五
十二議會において大なる税制整理が行はれ、今やその新制度が實施せら
れんとし地租賃賃價格調査の如きもほとんど完成せんとする今日再び大
なる税制整理を企つる如きは決してその當を得たものでない、わづかの
時日の間に國民に深き關係ある税を左右することは國民をしてそのとに
安んぜしむる所以ではないからである

二

今地租委譲論のいふ所を見ると現行の地租は甚だ不備があつて古い制
度である、だからどうしても改めなければならぬといふ、成程地租には
不備の點があつた、不備なればこそ賃賃價格調査によつて徴税せんとして

不審の議は、不審を以てする實情を詳述し、その不審を以てして
進んである、その進んでいくと進んでいくと進んでいくと進んでいくと
今此麻を以てして、その進んでいくと進んでいくと進んでいくと進んでいくと

二

安んぜしむるは、其の進んでいくと進んでいくと進んでいくと進んでいくと

細日の開く國に、其の進んでいくと進んでいくと進んでいくと進んでいくと
その進んでいくと進んでいくと進んでいくと進んでいくと進んでいくと
十二點會には、その進んでいくと進んでいくと進んでいくと進んでいくと
十料もある、その進んでいくと進んでいくと進んでいくと進んでいくと
その進んでいくと進んでいくと進んでいくと進んでいくと進んでいくと

あるのである、その他にも地租に悪い點があればいくらかも改正してい
はすである、もしまた地租が悪税なりとするならば、何が故に悪い税を
地方に譲らねばならぬか、悪税であるから國家より地方に委譲せねばな
らぬといふ議論は何等理由なく地方に對しても甚だ不親切である、悪い
税は地方へ移しても決してよくなる譯でない、いやしくも賃貸價格調査
による以上は地方に移した方がその調査が便利周到適切に行はるべしと
唱ふるものもあるがもし左様なればその仕事だけを地方に委託し、國家
より調査費を出し、また國稅たる地租に市町村附加税を賦課することを
許す等の法を講じるなら地方でも熱心にその事に當ると思ふ
次に地方分權のために讓租を必要なりと説く論であるが、自分も中央集
權を否認することにおいて人後に落ちないけれども地方分權を是認する

請むるべきものなり。此の如きは、人々の欲するものなり。故に全權を以てして、自公と中央集権の如きは、此の如きは、國家の如き政治團體でなく、經濟主眼の團體、一の組織的團體たる以上、國家の如く租税のみによつて財政を立つ

一體我が市町村は自治體であつて、國家の如き政治團體でなく、經濟主眼の團體、一の組織的團體たる以上、國家の如く租税のみによつて財政を立つ

が故に讓租を行はなければならぬといふ議論は生じない、何となれば財源を與へること、權利を地方に分つことは別な問題であるからである。權利を與へんとすれば必ず財源を與へなければならぬといふはずはない、また假に權利を分つには財源が必要といふことになれば、讓租以外適當な方法はいくちもある、即ち國庫補助によつて一旦中央に集められた資金の地方還元をなすも可、國税に對する附加税賦課を認むるもその一法である、更に山林原野の如き國家が維持するに種々不便なるものを市町村に委託するならばどんなに萬事好都合に運ぶかも知れない

三

一體我が市町村は自治體であつて、國家の如き政治團體でなく、經濟主眼の團體、一の組織的團體たる以上、國家の如く租税のみによつて財政を立つ

一、土地の所有権を国家の手に戻すことによる
二、土地の所有権を地方自治体に移すことによる

三

市町村の自治体であるが、その土地の所有権を国家の手に戻すことによる
一、土地の所有権を国家の手に戻すことによる
二、土地の所有権を地方自治体に移すことによる
三、土地の所有権を地方自治体に移すことによる
四、土地の所有権を地方自治体に移すことによる
五、土地の所有権を地方自治体に移すことによる
六、土地の所有権を地方自治体に移すことによる
七、土地の所有権を地方自治体に移すことによる
八、土地の所有権を地方自治体に移すことによる
九、土地の所有権を地方自治体に移すことによる
十、土地の所有権を地方自治体に移すことによる

ることはその性質において當を得たものでない、財産収益、營業収益、
例へばガス、電燈、水道の如き公益事業を市町村自ら經營しその利益を
以て經費にあつべきであつて、市町村の財源をかゝる正當な方法により
得ることゝなれば國家の租税を委讓するといふ必要はないことになる、
しかるに地租を市町村に讓らなければ地方分權の實をあげることが出來
ぬなどといふに至つては全く議論になつてゐないと斷言するの外はない

四

一體地租は他の租税と違つて最も確實なものである、消費税の如き間接
税はもとより所得税、財産税等の直接税にくらべてもすこぶる確實性を
そなへてゐるのでみだりに國家の手から離すことの出來ぬ性質のものな
のである、即ち一朝有事の場合にも他の税源には多く依頼するを得ない

のりある、即ち一國民事の専らといふ點の爲にこれを譲渡するは其の
手に入るものなるが、其の國家の利益と對するもの出来は、其の
利益ともより、租税、租税の専らといふ点の爲に、其の利益を
一國民事の専らといふ點の爲に、其の利益を譲渡するは其の

四

以上を述べた以上、其の利益を譲渡するは其の利益を譲渡するは其の
利益を譲渡するは其の利益を譲渡するは其の利益を譲渡するは其の
利益を譲渡するは其の利益を譲渡するは其の利益を譲渡するは其の
利益を譲渡するは其の利益を譲渡するは其の利益を譲渡するは其の
利益を譲渡するは其の利益を譲渡するは其の利益を譲渡するは其の
利益を譲渡するは其の利益を譲渡するは其の利益を譲渡するは其の

が地租は増徴することも出来る、すべての財源、税源が失はれて國家の
用をみたす能はぬといふ非常なときでもなほ地租は十分國家の用をみた
すに足るだけの力を有してゐる、國家が有事の場合にも確實な税源を有
してゐるといふことも最も必要なこととしてこの點では地租にまさる税源は
ないといつていゝ、また土地は住居その他の點からいつて人類の生存に
必要缺くべからざるものたるは明かなことであつてかゝる國民生存に必
要な土地から生ずる租税は何としてもみだりに國家の手から離すべきで
はないと信ずる

五

更に認税権の如き大權は無暗に國家以外に許すべきものでない。殊に恐
想からいふならば現在の府縣の如き中間機關は地方分権の方針からして

思ふに、この地方の経済の振興の爲に、中國銀行の株式公購の決議がなされた。更に通商銀行の株式大購辦も、通商銀行の株式公購の決議がなされた。

正

地方の振興の爲に、中國銀行の株式公購の決議がなされた。更に通商銀行の株式大購辦も、通商銀行の株式公購の決議がなされた。地方の振興の爲に、中國銀行の株式公購の決議がなされた。更に通商銀行の株式大購辦も、通商銀行の株式公購の決議がなされた。

市町村の發達に伴つて廢止すべきである、府縣郡などは封建制度の遺物で地方分權の精神に反するからである、しかし市町村のみにそれぞれ自治機關として尊重すべきものではあるがこれに對しても國家から課税の權を分與しなければならぬといふことはない、いはゆる附加税よりもしくは場合によつては例外として特別税を許せばよい譯である

六

しかるにもし地租が地方に委讓せらるゝときは各地勝手に税率を定め、ある町村では賃貸價格の百分の一を取りあるものは五分甚だしきは一割を取るといふことが出來、ついに各地不同となつて公平を失し弊害を生ずることをも考へねばならぬ、これには一定の最高限度を定め國家が監督すればよろしいといふものがあるがかくの如き者は地方分權を

なるも市... 正大を... なるも市... 正大を...
 中... なるも市... 正大を... なるも市... 正大を...
 入の... なるも市... 正大を... なるも市... 正大を...
 う... なるも市... 正大を... なるも市... 正大を...
 諸... なるも市... 正大を... なるも市... 正大を...

十

海の不... なるも市... 正大を... なるも市... 正大を...
 此... なるも市... 正大を... なるも市... 正大を...
 島... なるも市... 正大を... なるも市... 正大を...
 海へ... なるも市... 正大を... なるも市... 正大を...
 海へ... なるも市... 正大を... なるも市... 正大を...

れば非常な不経済である、殊に公債増發が現在種々なわづらいをしてゐるばかりでなくいづれはその元利支拂ひには租稅收入を以てせねばならぬことを思ふと早晚増稅の必要に迫られるは明かである、次に一千萬圓は海關稅の引上げによつてねん出するとのことであるが關稅の引上げが物價に及ぼす影響、更に物價騰貴、輸入超過、生活困難、進んでは思想の悪化等大なる結果を招くべきを考ふるなら關稅の引上げによつて地租委讓を行ふ如きは大いに反省しなければならぬ、またなほ不足する一千餘萬圓は從來與へてゐる地方補助費を廢止すべしといふことを耳にするがこゝに至つては一顧の價値もない、一方に與へておきながら他方で奪ふのでは市町村は何等の益がないからである

又のつて市田林一田等の益をせしめしむる
 次るゝに至つて一編の費動もなき、一次に與へべき金は併式で華
 籍萬圓の義來興へてある此式購取費を盡出をへしむるも其のせる
 委難を言ふ誠多し大へに又言ひたれどもは、金金が不且せる一千
 の懸小等大なる結果を計へべきを悉くするは國庫の正土利のつて此購
 取費の及利を遂譽、更に購取費、輸入取費、生活困難、並んで此懸
 取費の正土利のつては、出するものとしてある故に國庫の正土利は
 此らも思ふも早創費の必要に及ぶは、此の一千萬圓
 の利のつては、正土利のつては、正土利のつては、正土利のつては、
 正土利のつては、正土利のつては、正土利のつては、正土利のつては、

更にあるひは剩餘金を以てし、もしくは減債基金を振向けるが如き無理
 算段をなすことあらんか、これこそ財政の基礎を危くするものである、
 地租委譲の財源を作るために他の有利必要な経費が蠲食せられること
 なければ國家のために由々敷大事である、國庫にもかゝる継続的剩餘が
 あるならばむしろ地租の軽減をはかるべきであり、また一時的のものな
 らばすべからく公債の償還に充つべきであらうと信ずる

九

地租委譲についてはなほ種々不可解な點がある、第一は實行の時期不明
 確なことである、どうも急に行へさうもないからたゞ實行するといふ聲
 明だけを與へておけといふのは帝國政府が盟國法を弄ぶもので到底
 許すべきことでない、また一時に全部を行ふのが困難だから昭和四年度

の附のうの、... 去年八月の... 第三の... 第四の... 第五の... 第六の... 第七の... 第八の... 第九の... 第十の...

一〇

... 正平... 六平... 三平... 二平... 一平... 〇平... 負平... 正平... 六平... 三平... 二平... 一平... 〇平... 負平...

るにいまだに本案の議會提出さへも判然してゐない、こんなことではいづれに信を置いてよいのか一向見當がつかない、準備調査などに辯口し實行の時期すら確定せざるに徹して明かなる如くたゞかつて唱遊した手前もあり、一旦振出した手形だから無理をしても實行しなければならぬと、何等確信誠意なくして讓租を固執せられることは決して當を得たものでなく國民の迷惑はこの上もない次第である

一一

しかるにこれをもし實行するとせばその結果はどうであらう、地方に財源を興ふることは地方の専業を擴張し市町村の經營を確うちようせしむることになる、また國庫は地租の代りに財源を求めなければならぬから結局は國民がこれを負擔しなければならぬことになり抑つて負擔は増加

農民の窮乏は、土地の所有に依りて生ずるものなり。土地の所有は、農民の生活の基盤を成す。土地の所有が農民の手に在らざるは、農民の生活の基盤を失ふこととなる。土地の所有が農民の手に在らざるは、農民の生活の基盤を失ふこととなる。土地の所有が農民の手に在らざるは、農民の生活の基盤を失ふこととなる。

一一

このように農民の生活は、土地の所有に依りて生ずるものなり。土地の所有が農民の手に在らざるは、農民の生活の基盤を失ふこととなる。土地の所有が農民の手に在らざるは、農民の生活の基盤を失ふこととなる。土地の所有が農民の手に在らざるは、農民の生活の基盤を失ふこととなる。

する、次には農業政策に有害な影響がある、今日てすら土地を目標に種々な課税が行はれてゐるが地租が委譲せられて今日以上土地が課税の目的物とされ農業が引合はなくなる程負担を負はざる、やうなことになれば地主は大小の論なくその田畑を賣拂つて公債株券にても代へ都會轉住の傾向を一層はげしくするかも知れない、かく土地を賣却するものが多くなれば地價は下り賃賃價格も下落する、即ち委譲された地租から生ずべき収入は減少し市町村の財政は困難となり農村は不振に陥り、青年男女は競つて都會に集まる、地方分権はかへつて反對の結果を招くに至る

一二

第三は社會政策上から懸念に堪へない、委譲の結果土地の負擔が一層重

續三村聯合會... 土... 懸念... 一三

民文... 市町村... 賦課... 小作...

くならと大地主はとも角、中小地主は減少してしまい、自作農などと土地を買入れるものはなくなつてしまふ、更に恐るべきは小作爭議が頻繁に起ることである、即ち委譲により地主が國税を免るゝと聞いては小作人は小作料の引下げを要求するであらう、しかるに實は市町村税として國税以上の賦課を受くるためその要求に應ずるを得ずこゝに爭議を起す

一三

よし誤つてゐるものでも輿論が一致希望するなら仕方がないが今日は反對の聲が随分盛んである、たゞ賛成するものは委譲によつて學校建築とか何かの財源にせんとかあるひは國庫から六七千萬圓をたゞもらひてもするやうに誤解してゐる連中がある、すべての方面から公平に慎重に研究すればいくらひいき目に考へても今唱へらるゝ地租委譲には何として

